弥富市職員を募集

職種 / 項目	技術職（建築）	看護師
1　採用予定人員	若干名	若干名
2　受験資格	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、1級建築士資格を有している人または平成28年3月までに取得見込みの人	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、看護師資格を有している人または平成28年3月までに取得見込みの人
3　提出書類	①採用候補者試験申込書（指定様式）（写真貼付） ②成績証明書、卒業（見込）証明書 ③1級建築士の資格を証する書類（有資格者に限る）	①採用候補者試験申込書（指定様式）（写真貼付） ②成績証明書、卒業（見込）証明書 ③看護師の資格を証する書類（有資格者に限る）
4　欠格事項	①成年被後見人または被保佐人 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	
5　試験日	12月13日（日）	
6　応募受付期間	11月2日（月）～20日（金）（土・日曜日・祝日は除きます）	
7　問い合わせ先	〒498-8501 愛知県弥富市前ケ須町南本田335番地 市役所　総務課　人事グループ（内線235・236）	

＊試験会場などについては、申し込み受け付け後正式に個別通知します。
＊受験資格など不明な点は、事前に市役所総務課にお問い合わせください。

市有地売却（一般競争入札）情報

市有地を一般競争入札でお売りします。市内で土地をお探しの方は、この機会にぜひ購入をご検討ください。なお、現地説明には、特に持参していただくものはありません。

▼入札受付物件

所在地	地目（登記簿）	面積	参考価格	都市計画区域区分	注意事項
弥富市鯏浦町下六85番6	宅地	231.15㎡	11,465,000円	市街化区域	現状有姿での引渡し

▼現地説明会など

入札関係書類配布期間	11月2日(月)～12月11日(金)(土･日曜日および休日を除く) 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)
現地説明の日時	11月13日(金)　10:00～
入札参加申込受付期間	12月7日(月)～12月11日(金) 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)
入札の日時	12月15日(火)　9:30～

＊詳細につきましては市ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先
市役所総務課　☎65－1111（内線 232、233）

AED（自動体外式除細動器）をご存じですか？

AED（自動体外式除細動器）は、事故や病気などで心停止となった人に、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻すための蘇生処置を手助けする装置です。
市内の公共施設などにはAEDが設置されています。
弥富市ホームページより市内、県内のAED設置施設を確認することができます。
（http://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000511/1000559/1001596.html）

いざというときは、迷わずAED 市内の全コンビニエンスストアにAEDを設置しました。

弥富市は、市内コンビニエンスストア企業の理解と協力を得て、平成27年10月から市内のコンビニエンスストア21店舗にだれもがいつでも使用できるAEDを設置しました。
コンビニエンスストアは、身近で認識度が高く、市内に点在し、24時間営業する施設であることから、AEDを設置するうえで非常に有効な場所です。
コンビニエンスストアのAEDが、救急車の到着前に皆さんに活用されることで救命率の向上を図ることができます。必要な時には、自由にご利用ください。
各店舗のご協力によりAEDを設置させていただいておりますので、取り扱いについては各自でご使用ください。

身の回りで倒れている人を見つけたら

心肺停止の疑いのある人を見つけた場合には、AEDを使用するのはもちろんですが、まず、近くの人と協力しながら次の行動をとることが大切です。
①119番通報
②胸骨圧迫（心臓マッサージ）
③AED使用　※その後も救急車が到着するまで胸骨圧迫やAED使用などの救命行為を続けましょう。

AEDの使い方

AEDの操作手順は、すべてAEDが音声メッセージを出し、ガイドしますので、音声メッセージのとおりに行えば、だれでも簡単に操作ができます。また、電気ショックが必要でない場合には、間違えてボタンを押しても作動しません。
①電源を入れる（フタを開けると自動電源がONになるAEDもあります。）
②パッドを貼る　※貼る場所は、パッドに表示されています。
③AEDが心電図を解析
　電気ショックが必要と判断
④AEDの放電ボタンを押す
　「放電してください」の音声メッセージに従い、放電ボタンを押す。この時、必ず自分と周囲の人も患者から離れ、触れないようにしてください。

▼問い合わせ先
市役所危機管理課
☎65－1111（内線 362）